

名古屋議定書について

正式名称: 遺伝資源の取得の機会 (Access) 及びその利用から生ずる利益 (Benefit) の公正かつ衡平な配分 (Sharing) に関する名古屋議定書

生物多様性条約

- 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ABSに関する基本的なルールを設定

利用者(主に先進国企業)は提供国(主に途上国)の「事前の情報に基づく同意(PIC)」を取得し、提供者と「相互に合意する条件(MAT)」を設定した上で、遺伝資源を利用。その商業的利用から生じた利益や研究成果を、MATに基づいて提供国に配分。遺伝資源を育む生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献



名古屋議定書

- 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定

